

## 厚生年金と国民年金 同時に受けられる？

**Q**

国民年金に加入した期間が20年、厚生年金に加入した期間が10年あります。

60歳になると老齢厚生年金が受けられるのですが、同時に老齢基礎年金も受けられるでしょうか。

**A**

老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳を過ぎれば希望によって繰り上げて受

けることもできます。あなたも希望すれば受けられますが、せっかく受けられる10年分の老齢厚生年金が65歳まで支給停止になってしまいます。さらに、老齢基礎年金は65歳で受ける額の58%になってしまい、その支給率は生涯変わりません。(下表参照)

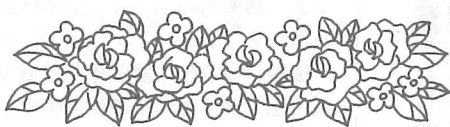
あなたのように厚生年金に加入した期間のある方は、60歳から老齢厚生年金を受給し、65歳

60歳以上	61歳未満	58%
61歳	62歳	65%
62歳	63歳	72%
63歳	64歳	80%
64歳	65歳	89%

から老齢基礎年金を受けるのがより有利だと思います。人生80年の時代ですので、自分の健康状態や経済面をよく考えて請求して下さい。



## 千葉県年金相談サービスセンター



## 12月1日オープン



高齢化社会の到来を目前に控え、年金相談件数が著しく増加していることから、県では混雑の緩和、行政サービスの一層の向上を図るため「千葉県年金相談サービスセンター」を開設することになりました。

このセンターでは、年金相談や年金裁定請求書の受付などを行います。

相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

■名称 千葉県年金相談サービスセンター

■場所 千葉市中央区新田町4-22 ☎043-241-1165

■業務開始年月日 平成7年12月1日

■相談受付時間 午前9時～11時30分まで  
午後1時～4時まで  
(土曜日・日曜日・祝祭日はお休みです)